

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

発行所 NPO ピースデポ(平和資料協同組合)/PCDS(太平洋軍備撤廃運動:
法人 Pacific Campaign for Disarmament and Security)
〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3 3 1 日吉グリーンビル102号
TEL:045 563 5101 FAX:045 563 9907 E-mail:office@peacedepot.org
http://www.peacedepot.org/

編集責任者 梅林宏道 郵便振替 口座番号: 00250 1 41182 加入者名: 特定非営利活動法人ピースデポ

毎月2回1日、
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

143 01/7/15

¥100

条約の衰弱死待ち / 核実験場の整備

ブッシュよ、CTBTもか

怒らない日本政府って何だ

7月7日のニューヨーク・タイムズは、ブッシュ政権は包括的核実験禁止条約(CTBT)を上院で批准のための再審議がされないまま放置し、衰弱死するのを待つ方針を固めたと報じた。日本の各紙もそれを紹介した。冷戦時代からの国際的軍備管理の制約を一方的に断ち切り、効率的な国益追求を目指すブッシュ政権の単独行動主義が、ますます明確になりつつある。CTBT促進を、数少ない軍縮外交の柱にしていたはずの日本政府は、米国に面と向かって怒ることすらしない。21世紀がハイテク戦争の世紀になろうとしている今こそ、スピーク・アウト!!。

根強いCTBT擁護

7月9日の米 국무省の定例記者会見で、リチャード・パウチャー報道官は、「上院に99年の批准拒否を再検討するように要請するつもりはない。かといって、何か別の要請をする積もりもない」と説明した。実際のところ、CTBTを支持しないとすれば、ブッシュ政権はそれ以外に打つ手はない。条約が上院に送られたとき、三分の二の支持で承認するか、過半数の議決で大統領に送り返すかの二つの選択肢しか上院には残されていない。

上院の中にCTBT擁護派が根強く存在することを忘れてはならないであろう。1999年10月13日、米上院でCTBT法案は批准を否決されたが、48対51で賛否の差は僅かであった。投票の前日に、時

間をかけた審議のために投票の延期を求めた手紙には62人も議員が署名し

た。それ以後、上院のバランスはCTBT 4ページ左上へつづく→◆

生物兵器禁止条約

議定書交渉、正念場へ

議長テキスト提示

杉島正秋(朝日大学)

生物兵器禁止条約(BWC)への検証制度導入を検討している締約国アドホック・グループでは、議長のティボール・トット(Hungary)が3月30日、議長テキストを交渉国へ提示した。4月23日から開かれた第23会期は、議長テキストの説明と交渉国の一般的な意見表明についやされ、内容にわたる具体的議論は次回会合(7月23日~8月17日)へ持ち越された。

アドホック・グループでは、1997年7月から、ローリングテキスト(条約文の体裁をとりながら意見の不一致がある部分は、それらをカッコ付きで併記したもの)をベースに交渉を継続してきた。今回の議長テキス

トは、議長が作成したカッコなしの条約草案だが、これが最終的な条約草案になるかどうかは予断をゆるさない。

すでに、交渉の大きな論点のひとつである産業施設の検証問題について、議長テキストでは申告対象となる施設が多すぎるという批判が、一部先進国のバイオ産業界からは投げかけられているし、途上国が批判してきた大量破壊兵器の輸出管理体制(オーストラリア・グループ)についても、体制の存続を認めている。

また、一部メディアは、米国政府が議長テキストの受け入れを拒んだと伝えた

4ページ右下へつづく→◆

ARF(アセアン地域
フォーラム)
への手紙
2ページ~3ページ

8月1日号は休み、8月15日号を合併号とします。

PCDSからARFへの手紙

7月26日、ベトナムのハノイにおいて第8回アセアン地域フォーラム(ARF)が開催される。それに先だって、PCDSは恒例の要望書を提出した。ほぼ全文を訳出する。

2001年4月24日

ロドルフォ・C・セベリノ・Jr 東南アジア諸国連合(ASEAN)事務局長閣下
アセアン地域フォーラム参加国・外務大臣閣下

第8回ARFについて

事務局長および外務大臣の皆様、

私たちは、太平洋軍備撤廃運動(PCDS)を代表して手紙を書いています。PCDSは、研究、情報、支援のネットワークであり、過去16年にわたり、アジア太平洋地域にける平和のために活動を行ってきました。

私たちはARFの活動について依然として強い関心をもっています。というのも、ARFが大きな変化を遂げつつあるこの地域において、安全保障に関する唯一の政治的、協議的な機関であるからです。私たちとのこれまでのやりとりからお気づきのことかと思いますが、PCDSは、ARFの動きを綿密に追いつき、ARFについての報告書を多く発行しています。これらは、コミュニティレベルに強く関与している幅広い地域的平和ネットワークの視点から書かれたものです。私たちは5月のARF上級事務レベル会議に先立って手紙を送り、私たちの提案が、来るARFに考慮されることを望んでいます。私たちは、ARFが地域の安全保障上の課題において、確実な前進をすることができるように、下記に注意を促したいと思います。

予防外交:柔軟関与の原則の採用を

私たちは、2000年のARFにおいて、予防外交の課題に関していくらの進展があり、「予防外交の概念と原則」と題された文書が紹介されたことに勇気づけられました。しかし、私たちはこの概念が、法的な義務について何も定めるものではなく、また、「国家間」の紛争だけにかかわるものであるという点において、全く不十分なものであると感じています。ARFが「加盟国の内政への不干渉」という原則を引き続き支持することで、国内の紛争が地域的波及しないよう予防する能力が著しく制約されているのです。私たちは、大臣級の臨時的な機構として、地域の平和と安全に影響を及ぼすような問題に対処して緊急事態に対応する新たなメカニズム「ASEAN「トロイカ」」ができることを支持しますが、この

機構がアセアン諸国の内政事項とされる課題について対処することが禁止されていることを、改めて懸念しています。

バンコクでのASEAN会合において、ARFの議長が、変化しつつある安全保障環境においては、何が排他的な「内政」事項であるかについては、再定義が必要であると示唆しました。私たちは、こうした再定義を支持し、1999年のASEAN会合において前面に押し出され、ARFの加盟国が、加盟国の内政事項について、公けにコメントすることを許可する「柔軟な関与の原則」を引き続き支持します。私たちは、ARFを含む、本年のASEANの会合において、この原則が前面に押し出されることを要求します。ARFは強化され、新たな紛争の予防と阻止においてより大きな役割を担うべきです。

朝鮮半島の安定に向けた努力の支持を

私たちが毎年行う要求のひとつは、ARFの活動により影響を受ける全ての当事者が、このフォーラムに出席するという原則をARFが採用することです。私たちは、昨年ARFにおいて、この方向での重要な進展があり、朝鮮人民民主主義共和国(DPRK)がはじめて参加したことに満足しています。ARFがこの重要なステップを踏んだことを歓迎します。ASEANが朝鮮半島でより方向に事態が進展していることについて満足していることは、第4回ASEAN非公式サミット(2000年1月)のプレス声明によって表明されましたが、私たちも全く同じ気持ちであり、「(この)勢いが持続し、最終的には、平和的な統一へとつながり、東アジアの安定に貢献することを希望します。

しかし、朝鮮半島についての私たちの楽観は、予断を許さないものであり、ARF2000の「議長声明」にその大枠が示された、朝鮮半島におけるさまざまな実りある構想の重要性を、合衆国の新政権が、十分に認知していないのではないかと懸念しています。この

構想には、「南北対話、米朝会談、日朝会談、4者会談、より広い国際的努力、そして、ミサイルテスト発射一時的停止についてのさらなる進展、朝鮮半島エネルギー開発機構(KEEDO)の活動を含む1994年の枠組み合意の完全な実施」が含まれます。私たちは、朝鮮半島の安定を追求する、これらの、あるいは他の構想をARFが強く支持すると改めて確認するよう要求します。同時に、私たちは、DPRKに対する「強硬路線」の政策が、DPRKのARFへの継続的な参加など2000年の重要な成果を台無しにするかもしれないことについて、ARFが先手を打って、合衆国を説得することを要求します。

核軍縮の促進を

2000年の「議長声明」は、「核保有国による核軍縮に向けての、体系的かつ前向きな努力の重要性」を記すとともに、「核兵器の完全撤廃という目標に向けてさらなる努力をするように要求」しました。私たちは、ARFがそのような努力への支援を一層強力にするために、核軍縮と、不拡散のための会期間の支援グループを設置し、地域の安全保障の前提条件でもある大量破壊兵器の撤廃のため、地球規模のキャンペーンにARFが貢献することを改めて進言します。

さらに、2000年のNPT再検討会議においては、全会一致で最終文書が採択され、重要な進展がありました。この文書は、2005年の見直し会議に向けてとるべき13の実践的な措置を含むものです。これらの措置は、核保有国だけに関係するものではなく、その同盟国や他の関係国にもかわるものです。私たちは、全ての国がこれらの段階的措置を実行するよう、ARFが奨励することを要求します。とくに、包括的実験禁止条約(CTBT)の早期発効へ向けて努力が集中されるべきです。

東南アジア非核地帯条約(SEANWFZ)に参加を

私たちは、ARFが、加盟している全ての核兵器保有国に対して、遅滞なく、東南アジア非核地帯条約議定書に署名するように促すことを要求します。議定書を核保有国が遵守することで、核軍縮への意思が真摯なものであることを確認して示すことができますし、インドやパキスタン、さらには、他に核保有を希求している国に対する「誠実さ」を示す証

しとなります。私たちは、ASEANが国連安全保障理事会の常任理事国である5つの核保有国を招き、5月にハノイでこの件に関する直接的な交渉を行うことに満足しております。この会合によって、この重要な構想に、大変必要とされていた勢いがつくように願っています。

これに関連して、私たちは、地域における安全保障環境を改善するために、ARFがSEANWFZの効力を増すような構想を検討するよう進言します。例えば、SEANWFZを西方向に「拡張し」、バングラデシュとスリランカを含める可能性について、両国との議論を促進するべきです。また、SEANWFZの「周辺を薄める」というアイデア、つまり近隣の核保有国が戦術核兵器を使用しない、あるいは、使用の威嚇をしないという約束の信頼性を高めるために、地帯外ではあるがSEANWFZの境界付近に配備されている核兵器を撤収させるといふアイデアも検討するべきです。SEANWFZの場合、こうした取り決めは、北側の境界において適用することができます。

東北アジア非核地帯をARFの予防外交の一例として考慮を

東北アジアで非核地帯の設置を求めることは、ARFの権限とその地理的な範囲に含まれる予防外交の理想的な事例となり得ます。そのような努力は、信頼醸成措置への努力を基礎として、それと調和させながら行われるべきでしょう。東北アジア非核地帯の設立プロセスそのものが、関連諸国間での核についての疑惑を極小化し、核開発が競争的にエスカレートするのを防ぐことができるのです。この意味において、そのような努力は、原則的には、ARFの予防外交の概念と原則に一致します。

とくに、東北アジア非核地帯は、地域の非核保有国、つまり韓国、DPRK、日本が中核的な構成員となる、地域における信頼醸成と予防外交に実質的な貢献をするでしょう。このどちらの目的も、ARFの使命に含まれるものです。この体制には、中国、ロシア、合衆国といった、この地域における核保有国による消極的安全保証も含まれるでしょう。

ARFへのDPRKの参加をもって、このような条約に参加できる潜在的な当事者は全てARFに出揃ったこととなります。これが意味するのは、ARFがSEANWFZの設置に関するASEANの専門的能力を利用しながら、この安全保障の選択肢についての検討を促進するよう提案できるということです。本提案について、PCDSのやや詳しい文書 現状

報告：東北アジア非核地帯(2001年4月)を同封します。

国土ミサイル防衛(NMD)、戦域ミサイル防衛(TMD)開発に異議表明を

ARFの議長声明によれば「弾道ミサイル防衛システムが持つ意味」について、ARFで議論されたとのこと。私たちは、プレスへの声明で、議長が、NMDとTMDは、アジアにおける信頼醸成に否定的なインパクトを与える軍力強化であると考えられると認めたと満足しています。彼はまた、ARFにおいては、誰もこうした軍事技術に好感を持って話したりしていないとほめかしました。合衆国の新政権が配備しようと計画している戦略ミサイルシステムは、2000年のARFの時点で考えられていたものよりはるかに包括的なものであり、ARFはこの不安定化を引き起こすような進展を、可能な限り強い言葉で力強く、かつ明快に非難する義務を負っています。昨年私たちが述べましたように、地域のいくつかの国がミサイル防衛システムを開発しようとする、地域と世界中における新たな軍拡競争を促進し、核軍縮の努力をも台無しにするでしょう。参考までに、PCDSの出版物「弾道ミサイル防衛とアジア太平洋地域」(2001年2月)を同封します。

通常兵器と軍事費の削減を(略)

人間の安全保障について(略)

ARFの会期の延長と、その審議範囲の拡大を

ARFはその幼年期を過ぎ、今や第8回目の会合を開こうとしています。私たちは、ARFをもっと実質的かつ妥当性のある機関にするための手段が講じられるべきであると信じています。こうした理由により、ARFを1日のイベントから複数日にまたがるイベントにすることを進言します。私たちはまた、ARFが現在の危機的な安全保障上の課題で、妥当性があるもののうち、選択されたもの、例えば戦域ミサイル防衛や、インドネシアやその他の場所での不安定な状況 についての議論を取り上げることを進言します。

ARFへの参加

バンコクでの昨年のASEANの会合におけるオブザーバーとして、東チモールの政治的指導者たちは、東南アジアとの密接な関係を要求し、その中には、可能な限り早い機会におけるASEAN加盟が含まれていました。私たちは、ASEANが東チモールの意思を支持するとともに、ARFへの参加を早めることを要求します。

ARFプロセスにおけるNGOの参加の支持と促進を

貴方との以前のやりとりにあったように、私たちは改めてARFのような国際機関におけるNGOの参加の重要性についての課題を提起します。7年が経過しましたが、地域で、コミュニティレベルに強く関与している私たちのようなNGOは、依然としてARFのプロセスの周辺に位置づけられています。「予防外交」あるいは「紛争解決へのアプローチ」などの意味と範囲についての合意など、基本的な課題についてほとんど進展の見られないARFは、より広範囲な基礎を持つNGOのインプットによって新しいアイデアとエネルギーをその活動に注入することができ、大きな利益を得るでしょう。「外部の関係者との連絡調整」が、ARFの会期間の作業で、予防外交のひとつの要素として認識されていますが、私たちは、そのような関与はできるだけ広範囲であるべきことを進言します。ARFは、トラック2の非政府当事者をまき込むものではありませんが、私たちは、ARFが、コミュニティに基礎を持ち、ARFに強い関心を寄せる人々のグループとの対話を始め、他の国際機関でも行っているように、人々のグループがARFプロセスに参加する方法を探ることで、利益を得ることになると信じています。私たちは、まず最初の段階としてARFとNGOの文書の公的な交換、そして、事務局長経由でのARF参加者、ARFのメディアに対するNGO文書の配布を始めることを改めて進言します。

私たちの関心事に注意を払っていただき感謝します。生産的かつ実質的な第8回アセアン地域フォーラムを願ってやみません。

平和を願って

梅林宏道(国際コーディネーター)
パトリシア・ウィリス(資料・コーディネーター)

(訳:田辺俊明)

擁護の側に好転している。ノーの投票をした共和党議員の中にも、再審議支持を表明していた共和党議員がいた。大統領府とは独立に、上院には「過去の決定を再審議する権限も義務もある（99年10月12日の上院議員連署の手紙）」のである。

核実験再開の準備期間

ブッシュ政権は、核実験のモラトリアム（一時停止）を続ける方針であるとされる。しかし、CTBTを葬る方針の裏には、「必要なときに実験を再開する」という論理しかないであろう。ブッシュ新戦略では、「ならずもの国家」向けに新型核兵器（地下要塞・施設の破壊など）が重視される可能性がある。また、大幅削減をしたときに、残る核兵器の信頼度を増す必要がある。これらのために、核実験再開の手を縛りたくないのである。

6月28日、エネルギー省が核実験の再開を決定してから実行するまでの期間を短縮するための検討を行っていることが、米国の『ナイト・リッダー』紙で報道された。現在1～3年かかるところを3～4ヶ月に短縮できるかどうかは課題だという。『ワシントン・ポスト』紙の7月6日の報道では、エネルギー省が核実験再開の準備期間を3年から18ヶ月に短縮するために要求していた2002会計年予算が、下院では否決されて上院に送られたという。

面子を失った日本外交

米国が、CTBTを見殺しにすると、その悪影響は計り知れない。核実験再開を必要としているインド、パキスタン、中国に実験再開のきっかけを与えるだけでなく、新しい核拡散の引き金になる。

さらに深刻に懸念されるは、多国間交渉の信頼性を破壊することによる「無法状態」である。NPT（核不拡散条約）が無期限延長された前提には、米国のCTBTを含めた積極的な不拡散政策があったことは否めない。

たとえば、駆け込み核実験の後、核実験場の封鎖まで決断したフランスは、怒り心頭であろう。

日本は最大の被害者の一つである。

日本政府の核軍縮外交は、米国の顔色を窺いながらも、その範囲内で積極性のジェスチャーを示す必要があった。そ

日本の核兵器廃絶努力を採点 ピースデポが成績表を提案 NPT13項目で基準作り

7月7日に東京のカンダパンセで開催された公開セミナー「核兵器廃絶：2005年に向けて - NPT13項目措置を検証する」において、ピースデポは、2002年から2005年まで、日本の核兵器廃絶努力を成績表を作って採点することを提案した。会場からは、強い賛成の声が上がった。

NPT13項目措置の一つひとつについて、日本政府に課せられた課題を、その理由とともに説明した「成績表（案）」が配布された。それらの課題がどの程度達成されたか、あるいはどの程度努力が行われたかを、毎年NPT再検討会議準備会議や再検討会議のまえ（2月頃）に採点する。採点は、専門家、被爆者などで構成された評価委員会を組織して行われる。評価委員会の報告をもとに、各地で市民討論会や国会議員討論会を開催することも構想されている。

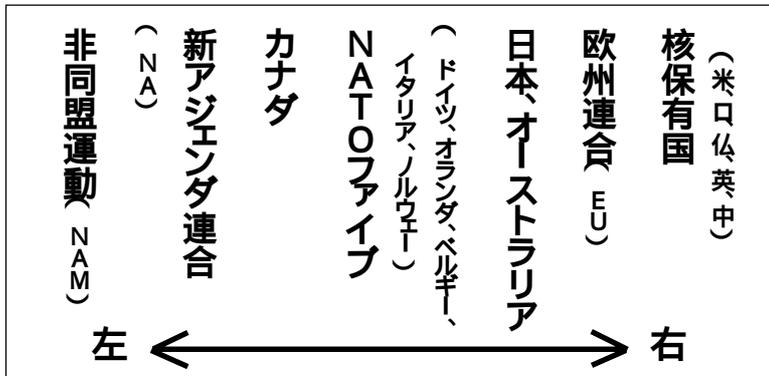
7月7日のセミナーでは、黒沢満教授

（大阪大学）が、13項目の内容と2000年NPT再検討会議における討議過程を説明した。その中で、NPT会議における国家グループの主張の分布に関して説明があった。最右翼の核保有国（5カ国）から最左翼の非同盟運動（NAM）まで、下図のように序列がつけられるという、分かりやすく参考になった。

EUは核保有国も含む多くの国が加盟しており、核軍縮で動きにくいのは理解できる。ところが被爆国日本が、EUに次ぐ右よりの位置にいることはショックであった。日本の核兵器廃絶運動は、深刻にこの現状を受けとめる必要がある。

女優・歌手の渡辺えり子さんが参加して議論を盛り上げて下さった。「2005年までに核兵器廃絶どころか、まだこんな段階にいるのか。今から私が何をすればいいのか教えて欲しい」という率直な問いかけは、みんなの気持ちを代弁してくれるものであった。（一参加者）

黒沢満教授が描いた2000年NPT再検討会議における国家群の序列。（本文参照）



のような日本にとって格好の分野が三つあった。つまり、米口の戦略兵器削減交渉（START）の促進、CTBT発効の促進、兵器用核分裂物質生産禁止条約（カトオフ条約、FMCT）の促進である。いずれも、米国政府が熱心だったからである。

しかし、弾道ミサイル防衛でSTARTが危うくなってきた。そして、CTBTでも日本は平手打ちを喰わされたことになる。しかし、小泉首相も田中首相も米国に対して怒らない。その脳天気振りはあるばかりである。

21世紀を、新しい戦争の世紀にしないために、今こそ私たちが声を上げる時である。（梅林宏道）

が、トット議長は5月下旬に渡米し、関係者へテキストの内容について説明して理解を求めた。しかし、米国政府は態度未定ということで最終的な見解は表明しなかったと伝えられる。

アドホックグループの目標は、今年11月に予定されている第5回再検討会議へ、検証制度を盛り込んだBWC追加議定書草案を提出することだが、それが達成できるかどうか、次会期が最後のチャンスとなる。議長テキストと交渉関連資料は、ブラッドフォード大学のWEBサイト（<http://www.brad.ac.uk/acad/sbtwc/>）から入手可能。

ピースデポの海外派遣プロジェクトでリーズ会議に参加した黒崎輝さんたちが、若手研究者の声明を発した。若い世代の声が上がったことは画期的なことである。以下に全文を掲載する。

米国政府のミサイル防衛構想に関する声明

2001年7月16日

スチューデント・ヤング・バグウォッシュ・ジャパン

ブッシュ政権発足後、米国政府は米国及びその同盟諸国を弾道ミサイルの脅威から守るためとして、ミサイル防衛構想の推進に積極的な姿勢を示し、同盟諸国に支持と協力を求めています。このミサイル防衛構想に日本政府は「理解」を示し、その一翼を担う戦域ミサイル防衛(TMD)に関する日米共同技術研究に着手しています。私たちは、ミサイル防衛が新たな核ミサイル競争を誘発し、世界をいっそう不安定化させ、冷戦後漸く現実味を帯び始めた核兵器廃絶の実現を不可能にすることを深く憂慮して、米国政府のミサイル防衛構想及びTMDに関する日米共同技術研究に明確に反対する意思を表明します。

ブッシュ政権は、ミサイル防衛構想によって核軍縮は促進されると主張し、同時に一方的な戦略核兵器の削減を提唱しています。しかしながら、ミサイル防衛の構築を前提とした米国の一方的な戦略核兵器の削減は、冷戦後の国際情勢の変化に合わせて米国の核抑止力を調整し、冷戦後、唯一の軍事超大国となった米国の軍事的覇権を強化することを意図するものです。これは、国際世論に反して、包括的核実験禁止条約(CTBT)を批准しない方針を打ち出し、未臨界核実験を通じて核兵器の近代化の努力を続けていることから明らかです。私たちは核保有国の一方的な核軍縮のイニシアティブに反対しませんが、それは核兵器廃絶を目指すものでなければならぬと考えます。

ミサイル防衛は決して核兵器廃絶につながる防衛的兵器ではありません。20世紀の核軍備競争が攻撃的兵器の開発と防衛的兵器の開発を繰り返して進められてきたことは歴史上の事実です。ミサイル防衛は圧倒的な核戦力及び通常戦力に基づく米

国の核抑止力を補強すると同時に、米国にとって軍事力の行使を容易にするものであり、むしろ攻撃的な性格の強い兵器システムであるといえます。そのため、ミサイル防衛は技術的に実現可能か否かに関わらず、宇宙空間を含めた新たな軍備競争を刺激します。事実、ソ連や中国のミサイル防衛に対する反応には、そのような兆候が見られます。仮にミサイル防衛網の構築が実現したとしても、私たちが核の脅威から解放されるわけではありません。ミサイル防衛は弾道ミサイルのような高度の技術力を必要としない、より安価な核テロリズムに対して無力です。核保有国の戦術核兵器が使用される危険はなくなりません。

ブッシュ政権は、弾道弾迎撃ミサイル(ABM)制限条約を修正または廃棄してまで、ミサイル防衛構想を推進する意向を表明しています。確かにブッシュ政権が主張するように、ABM制限条約の前提となっていた、米ソ両国が敵対し、人類と文明を何回も破壊できるだけの核兵器によって、互いに威嚇しあうという冷戦時代の状況はもはや過去のものです。しかし、ブッシュ政権が思い描いているのは、ミサイル防衛によって補強された米国の核抑止力に基づく安全保障枠組みです。私たちは、この「新たな安全保障枠組み」を受け入れることはできません。これは抑止の論理や軍事力の信奉という冷戦思考を温存し、さらに拡大再生産するものにすぎません。

日本政府もまた、このような冷戦思考から抜け出せずにいます。ブッシュ政権のミサイル防衛構想では、TMDは米本土ミサイル防衛(NMD)と一体のものであり、「TMDとNMDは別」という従来の日本政府の議論は成り立たなくなっています。それにもかかわらず、日本政府はTMDに関する日米

共同技術研究を継続しています。これは結果として、日本が米国の軍事的覇権の強化を目論むブッシュ政権の政策を支え、ABM制限条約の破棄につながる政策に加担することを意味しています。しかも、ロシアは戦略兵器削減条約(START)II発効の条件として、ABM制限条約の堅持を主張しており、TMDに関する日本政府の立場は、ABM制限条約の尊重、START交渉の推進という日本政府の政策とも矛盾しています。

私たちが求めるのは、冷戦時代の安全保障概念が放棄され、核の脅威から解放された世界です。冷戦終結後、核保有国による核軍縮は停滞していますが、その一方で、圧倒的な国際世論の後押しを受けて、核兵器廃絶に向けた確固とした潮流が生まれています。1996年、国際司法裁判所(ICJ)は、核兵器の使用と威嚇は「一般的には国際法違反」との判断を示しました。そして、2000年の核不拡散条約(NPT)再検討会議では、核保有国から「核兵器完全廃棄への明確な約束」を引き出しました。私たちは、「核兵器のない世界」が実現可能なだけでなく、21世紀の世界の平和と安全にとって不可欠であると訴えます。

日本は戦争で原爆被害にあった唯一の国として、核兵器廃絶を希求する国際世論に訴える貴重な歴史的経験を有しています。私たちは、日本が「核兵器のない世界」の実現のためにイニシアティブを発揮する責務を持つと考えます。しかしながら、冷戦時代から今日に至るまで、日本政府は「核兵器のない世界」の実現より、米国の「核の傘」への依存を重視し、核兵器廃絶に真摯に取り組まませんでした。日本政府は、このような核兵器廃絶への後ろ向きな態度を改め、米国政府が推進するミサイル防衛構想の真の意図を正確に認識し、米国政府にミサイル防衛構想の中止を直ちに要請すべきです。私たちはまた、日本の科学者・技術者・市民が、TMDに関する日米共同技術研究に反対し、それに一切協力しないという明確な意思を持つことを訴えます。

連絡先: 黒崎輝(022-213-7354)
syppg@groups.co.jp

◆◀6ページからつづく

官にヘイルストーン在沖米四軍調整官を指名。

6月27日 防衛施設庁、国と名護市の普天間代替施設の使用協定締結時期を、施設完成の直前との見解を示す。

6月27日 名護周辺のジュゴンの保護を求めDODを提訴する「自然の権利基金」、ウミガメ類の保護も加える方針固める。

6月29日 県収用委員会、楚辺通信所と、牧港補給地区の一部の土地の使用を認める裁決。

6月29日 北谷町で外国人が20代の女性を強

姦。県警は嘉手納基地所属の米兵4人から事情聴取開始。米兵は容疑を否認。

6月30日 日米首脳会談でブッシュ大統領、普天間代替施設の使用期限に否定的見解を示す。

6月30日 キャンプ・コートニー沖のクレー射撃鉛蓄積問題で、米軍実施の環境調査の期限。米軍は報告を出さず。

7月1日 県警、北谷町の婦女暴行事件を米空軍嘉手納基地第353特殊作戦群所属の二等軍曹の単独犯行とほぼ断定。

7月2日 県警、婦女暴行の容疑で嘉手納基地所属の軍曹の逮捕状請求。日本政府、米に容疑者の身柄引き渡しを求める。

7月3日 米兵による婦女暴行事件で在沖米四軍調整官が県庁に出向き謝罪。

7月5日 県議会、米兵の早急な身柄引き渡しと地位協定の抜本改定を求める抗議決議を全会一致で可決。

「人道」にさえ「内外人不等」

-- 在韓被爆者・郭貴勲さんの勝訴判決に国は控訴 --

(カク・キフン)

市場淳子(韓国の原爆被害者を救援する市民の会)

6月1日、大阪地方裁判所は、「被爆者援護法は、被爆者が今なお置かれている悲惨な実情に鑑み、人道的見地から被爆者の救済を図ることを目的としたものであって、(在外被爆者排除は) 同法の根本的な趣旨目的に反する。(法文によらず通達で在外被爆者を排除するという) 解釈に基づく運用は、憲法14条に反するおそれもあり」として、韓国帰国後も被爆者援護法の適用を求める郭貴勲さん(韓国在任被爆者、76歳) の訴えを、全面的に認めた。

勝訴判決は、生存が確認されているだけでも5000名と言われる在外被爆者(韓国2300名・北朝鮮1000名・北米1000名・中南米190名・中国数名) の心に、大きな希望の光を与えた。

その希望の光を、一日も早く実生活面での援護の光にするために、郭さんは6月5日より東京に行き、日本政府に控訴断念を求める運動を開始した。4月19日に超党派の国会議員52名で結成された「在外被爆者に援護法適用を実現させる議員懇談会」とともに、森山法務大臣、坂口厚生労働大臣に会い、「控訴を断念し、高齢の原爆後障害に苦しむ在外被爆者に即刻援護を！」と

訴えた。

しかし、6月15日に日本政府は控訴した。ハンセン病裁判では、「人道」を全面に出して控訴断念を決定した日本政府だったが、その「人道」も、日本で被爆しながら(とりわけ、朝鮮半島や中国の被爆者は日本の侵略ゆえに日本で被爆した人々である) 今は外国に暮らす人々には無縁のものであった。被爆者援護法に謳われた「人道目的」さえも、在外被爆者には認められないと、控訴したのである。

ビザ最終日の前日に韓国に帰国していた郭さんは、韓国で記者会見し、次のような抗議声明を発表した。「大阪地方裁判所が、原爆被害者は国家と民族を超越して援護されるべきであるという明確な判決を下したにも関わらず、日本政府は去る6月15日にその判決を不服として控訴し、高齢の在外被爆者たちが死滅するのを待つ術策を弄したことは、非人道的・非人間的かつ不道徳な行為でありこれを糾弾する。一日も早く、日本政府は、三重苦に苦しむ在外被爆者に対し、司法部の判断のままに、援護法本来の精神に基づき、積極的に援護に乗り出すことを、重ねて

要求する」ところが、坂口大臣は控訴直後の記者会見で、「被爆者援護法の在外被爆者への適用を、条文上はつきりさせるために、被爆者援護法の改正を検討する」と、発言した。

被爆者援護法を在外被爆者に適用する気があるのなら、大阪地裁判決の命ずるとおり、現在の被爆者援護法を法文どおりに運用すれば事足りる。それなのに、何を法改正するというのか? 「法改正」なるものが、在外被爆者を排除するための条文を入れる方向でなされる危険性は多分にある。

秋にも郭さんの控訴審は、大阪高裁において始まる。また、現在、長崎地裁において郭さんとまったく同様の裁判を闘っている在韓被爆者・李康寧(イ・ガンニョン) さんの判決が、年内には下される見通しである。李さんの第1審、郭さんの控訴審において、引き続き勝訴判決を勝ち取るためには、広範で力強い支援運動が不可欠である。

と同時に、日本政府に、被爆者援護法を在外被爆者にも等しく適用するための法改正を、強く求めていかなければならない。坂口大臣は年内には法改正の結論を出すといっている。あと半年が勝負である。

多くの方々のご協力をお願いしたい。

(連絡先: 〒560-0003 豊中市東豊中町4-21-10、市場方
TEL/FAX: 06-6854-7308)

日誌

2001.6.21~7.5

(作成: 吉澤庸子、松永勝利)

ABM = 対弾道ミサイルシステム / CIA = 米中央情報局 / DOD = 米国防総省 / IAEA = 国際原子力機関 / KEDO = 朝鮮半島エネルギー開発機構 / START = 戦略兵器削減条約

6月21日 米中軍用機接触事故で、米軍偵察機の解体作業始まる。

6月21日 米CIA科学技術担当顧問、米議会で証言しサイバーテロに対する効果的な防御策は今のところないと報告。

6月21日 米国防長官、先日見直しを表明した「二正面戦略」について、ハイテク兵器に対応する技術の開発に力を入れる必要性を強調。

6月21日付 朝鮮中央通信、IAEAは米政権の誤った政策に便乗し、米朝枠組み合意の履行に複雑な問題を作り出していると批判。

6月22日 日米国防相会談。ミサイル防衛計画に対して中谷長官は、配備されるなら主体的な運用を行うとの方針を表明。

6月23日 日大統領、AMB条約について「条約破棄ならSTART、も失効」と述べ、核ミサイル

の多弾等化などで対抗する方針を示す。

6月27日 ロシア戦略ミサイル軍、大陸間弾道ミサイルSS19の発射実験実施。米のミサイル防衛構想をけん制か。

6月27日 米国防長官、2002会計年国防予算を総額3289億ドルへ増額修正案。ミサイル防衛関連を大幅増額、戦略爆撃機や核戦力を削減。

6月28日 小泉首相、与党4党首と会談。米ミサイル防衛について「理解する」という意思表示をする」と述べ、政府の立場が不変であることを協調。

7月2日 米英両政府、対イラク制裁条件付解除の国連安保理決議案採択の棚上げを決定。

7月2日 仏仏首脳会談。ABM条約を堅持し、米ミサイル防衛を批判する共同声明発表。

7月3日 国連安保理、対イラク原油禁輸制限の限定解除措置を5ヶ月間延長する決議を採択。

7月3日 米中軍用機接触事故で米軍電子探査機が米軍借上げの輸送機で帰還の途に。

7月3日 米国務省、北朝鮮がテポドン1号と見られるミサイルのエンジン噴射実験実施と明かす。

7月3日 英メンウイスヒルの軍用基地に米ミサイル防衛に対する抗議で環境団体グリーンピースの活動家らが侵入し施設の一部を占拠。

7月5日 米大統領、KEDOへ2千万ドルの追加拠出決定。米朝枠組み合意維持の意図を示す。

沖繩

6月22日 日米防衛首脳会談。ラムズフェルト

米国防長官は在沖米海兵隊の訓練の一部海外移転に前向きな姿勢を示す。

6月22日 名護市長、市議会で、15年問題など普天間代替の条件の解決時期を、「実施計画の着手前」と従来の見解を後退させる見通し。

6月25日 那覇基地所属の空自F4戦闘機、北海道の島松射爆場上空で訓練弾188発を誤射。福祉施設などが被弾。

6月26日 DOD、次期太平洋海兵隊基地司令5ページ下段へつづく→◆

ピースデポの会員 になって下さい。

会員には、『モニター』と『会報』が郵送されるほか、情報の利用にあたって優遇されます。(会員種別、会費、手続については、お問い合わせ下さい。) 『核兵器・核実験モニター』の購読のみも可能です。

宛名ラベルメッセージについて

・会員番号(6桁): 会員の方に付いています。
・「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。
・「今号で誌代切れ、継続願います。」: 誌代切れ、継続願います。 : 入会または定期購読(年6,000円)の更新をお願いします。
・メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会を歓迎します。

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、川崎哲(ピースデポ)、青柳絢子、池田佳代、市場淳子、大澤一枝、笠本丘生、黒崎輝、杉島正秋、田辺俊明、津留佐和子、松永勝利、村上由美、山口響、山下みほ子、吉澤庸子、梅林宏道